

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827 - 5882

第17号

2015年3月20日

文責 馬場 隆

## 7年ぶりに

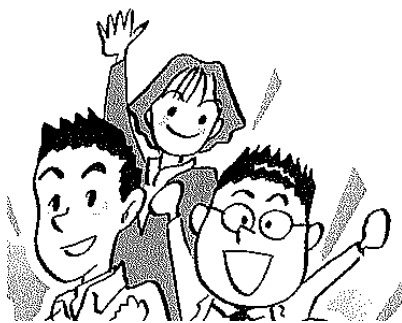
# 「差額」が支給されます

### 「差額」は労使交渉による賃金改善の結果

私たち地方公務員の賃金は、毎年、秋の人事委員会勧告を受けて労使交渉が行われ、その結果によって、県議会で給与条例が改正されると支給額が変化します。人事委員会勧告は、毎年4月に行われる民間企業の賃金の調査の結果をもとに行われますので、労使交渉も、その年度の4月からの賃金をどうするかについての交渉になります。今年度は、この労使交渉が1月までずれ込み、給与条例改正も先日閉会した3月議会となりました。

1月まで実施した労使交渉(確定交渉)で、今年度給与については、月々の給与(月例給)の引き上げ(平均0.23%)と、ボーナスの支給月数の0.15月引き上げの回答を確認していましたので、その内容で条例改正が行われています。これが今年度の賃金として、昨年4

月から適用されるのですから、これまで支給されていた分との「差額」が追加支給されることになります。



月例給の引き上げは7年ぶりですから、「差額」支給も7年ぶりです。支給日は3月26日前後になる見込みです。

### 「差額」には

月例給の分とボーナスの分があります

#### <月例給の分>

給与の号給によってかなり違いが出ます。給与明細で号給を確認してみてください。

#### 【差額が出ない号給】

教育職:1級 146号以上、2級 124号以上  
行政職:3級 100号以上、4級 84号以上  
現業職:4級 77号以上

差額が出る場合も、号給によって月例給の引き上げ額に差がある(100～2300円)ので、かなり金額が違います。

教育職 2級 21号の場合

$2100 \text{円} \times 12 \text{月} = 25200 \text{円}$

#### <ボーナスの分>

月例給の引き上げがなかった号給の人でも、0.15月分の差額が支給されます。月例給の引き上げがあった号給の人は、ボーナスの基礎額が増額された上で、0.15月分多い金額との差額が支給されます。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ